

道1―2号線に接続させるため変更するものです。

◆東秩父村道路線の廃止について

(内容) 今回提案した村道1―27号線他4路線は道路として機能していないため、廃止するものです。

一般質問

根岸 文雄議員

質問 教育行政について

(内容) 本年4月1日、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」が施行され、本村の教育行政にも大きな影響が考えられます。

本村の教育行政についても、村民各位とともに、様々な観点から思慮することは、意義深いものがあると考えます。

①今回の主要変更点・新制度の変更点について。

答弁 これまでの教育委員会制度については、

- ・教育委員長と教育長のどちらが責任者かわかりにくい
- ・教育委員会が閉鎖的で形骸化している

- ・いじめ等の問題に対して必ずしも迅速に対応できていない
- ・地域住民の民意が十分に反映されていない

等の声があります。今回、「地方教育行政の組織及び運営に関

する法律の一部を改正する法律」は、これらを改善するための教育委員会改革です。

主要な改革点としましては、

- ①教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置

- ②教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化

- ③すべての地方公共団体に首長が主催する「総合教育会議」を設置

- ④教育に関する「大綱」を首長が策定

です。しかし、引き続き、最終的な執行権限は教育委員会に留保されています。また、①の教育長の任命は、首長が議会の同意を得て直接行うため、地方教育行政における首長の責任もより明確になっています。

これら新制度は、平成27年4月1日から施行されますが、施行日に在任中の教育長については、任期が満了するまで、または自ら退任するまでは現行制度の教育長として在職し、徐々に新制度に移行していくこととしています。その間は、従来どおり、教育長と非常勤の教育委員長が併存することとなります。

旧教育委員長については、任期が満了した時点、または退任した時点で、教育委員長としては失職しますが、教育委員とし

ての任期が残っている間は、引き続き在職することになります。

また、教育委員会の組織について、総合教育会議および大綱に関する規定については経過措置が設けられておらず、平成27年4月1日から施行されるため、旧教育長が引き続き在職している地方公共団体においては対応する必要があります。

- ②教育委員会会議は原則公開されていますが、村民に開催日時や場所が周知されていないため、事実上、村民が傍聴できない状況です。村広報誌などにより周知すべきと思うがどうか。

答弁 教育委員会会議は原則公開で、教育委員会の透明化を図る上で、会議の傍聴は重要です。今後、会議の開催日時・場所を村広報等により周知します。

- ③村民が教育委員会の会議録を閲覧する場合、どのような手続きが必要か。

答弁 現在、教育委員会規則等では、教育委員会の会議録の公開に関する規定は定められていませんが、透明化のため、会議録の公開・閲覧を図ります。具体的には、村ホームページに会議録を掲載し、教育委員会事務局でも閲覧できるよう検討します。なお、議事内容の性質により一部非公開または、公開の遅

れる場合も考えられますので、精査した上で実施します。

- ④教育委員会事務局長は、国、県、学校や地域住民などからの膨大な情報を、教育委員会や個々の教育委員に伝える上で心がけていることは。

答弁 児童・生徒に災害が生じる恐れがある場合等は直ちに教育長へ報告、村長ほか各機関へ迅速な情報提供・対応を図ります。緊急性のあるものは教育長から各機関への連絡を密にし、一体化を図っています。

その他、各自自治体での教育行政の課題など、緊急性を要しないが重要である場合においても、教育委員会定例会、校長会で連絡・報告等を緊密にしています。児童・生徒に被害、もしくは教育委員会所管の施設の故障、破損等により地域住民に被害が生じるおそれがある情報等は、事実確認をして緊急性を判断、教育長に報告し指示を受けて対応しています。

- ⑤教育委員会の一層の活性化を図るため、組織としての教育委員会、教育委員、保護者、地域住民および学校、教職員との間に意思疎通のルートを確認、教育委員会会議における活発な議論が極めて重要である。

答弁 活発な意見交換は必要と

考えます。

毎月、教育委員会会議を開催しており、村校長会の報告、西部教育事務所管内教育長会議の報告をし、質問・情報交換を行っています。

教育委員会には村主催行事、小中学校の行事に積極的に参加、一部委員はスクールガードとして、登下校の指導し、子どもたちとの交流を深めています。

教職員には、児童生徒に対して、やる気の起きる言葉がけをするよう指導しています。

今日の不登校や学級崩壊等の問題に人間教育の不足が考えられます。おのおのができることを再確認し、問題が起きてから動くのではなく、学校・家庭・地域が一体となって問題解決に努力する必要があります。リーダーとして話しやすく、相談しやすい教育委員を目指します。

- ⑥今回の改正により、首長に総合教育会議の設置や教育に関する大綱の策定などの権限が付与されるが、村長はどのような考えでこれらの権限を行使するか。

答弁 現行法においても、首長は予算の編成・執行や条例案の提出を通じて重要な権限を有し、教育行政に大きな役割を担っています。教育委員会との意思疎通不足が指摘されています。